

例3 低所得世帯向け給付の対象外 & 定額減税の対象外（令和6年度住民税所得割対象外&令和6年所得税0円） & 令和5年中 海外居住であり、令和6年中 合計所得金額48万円超 だった方

【調整給付時】

夫（納税者・扶養なし）

- ✓妻は海外居住のため、定額減税の対象外
⇒定額減税可能額(住民税分)は1人分（夫）で計算
- ✓所得税、住民税で控除しきれないと見込まれる額を夫に対し当初調整給付で支給1人分（夫）



海外居住のため
定額減税対象外



妻（海外居住）

- ✓海外居住のため所得税、住民税所得割の算定対象外
⇒本人として定額減税の対象外
- ✓海外居住
⇒配偶者（夫）の扶養親族等として定額減税の対象外

【不足額給付時】

夫（納税者・扶養なし）

- ✓妻が扶養から外れた
⇒定額減税可能額（所得税分）は1人分（夫）で計算
- ✓定額減税しきれなかった額と当初調整給付額の差額を不足額給付Ⅰとして支給



税制上、合計所得48万円超
は扶養できない



妻（合計所得48万円超・非課税）

- ✓所得税非課税、住民税所得割の算定対象外
⇒本人として定額減税の対象外
- ✓合計所得48万円超
⇒配偶者（夫）の扶養親族等として定額減税の対象外

扶養から外れたため、夫の定額減税(所得税)
で控除を受けることができない

妻が不足額給付Ⅱの給付対象となる可能性あり

3万円（定額減税可能額（所得税分））

【妻の定額減税額（住民税分）】

海外居住のため住民税が発生していないため、定額減税可能額（住民税分）は発生しない

【妻の定額減税額（所得税分）】

本人・扶養親族として控除されていない